

山口市特産づくり推進事業実施要領

(目的)

第1条 この要領は、地域の特性に応じた競争力の高い産地を育成するとともに、地産地消の促進に寄与することを目的とした山口市特産づくり推進事業(以下「事業」という。)の実施について必要な事項を定める。

(事業の種目)

第2条 この事業で実施する事業種目は次のとおりとし、対象経費、採択基準及び補助率等については、山口市農作物振興対策事業補助金交付要綱の別表に掲げるとおりとする。

(1) 産地拡大対策

加工品開発、ブランド化を目的に、産地拡大を目指す園芸作物の種苗代に対する支援

(事業の実施主体)

第3条 この事業の実施主体(以下「事業実施主体」という。)は、農業協同組合または生産組織等の農業者団体とする。

(事業実施計画の承認等)

第4条 事業実施主体は、事業実施計画を作成し、山口市特産づくり推進事業承認申請書(様式第1号)を市長に提出し、承認を受けなければならない。

2 市長は、前項により提出された事業実施計画が適当であると認めるときは、当該事業実施計画を承認し、事業実施主体に通知する。ただし、承認するに当たり、必要に応じて、事業実施主体間で調整を行うこととする。

3 事業実施計画の変更は、前2項の規定に準じて行うものとする。

(事業の実施期間)

第5条 この事業は、令和3年度から令和5年度までの3年間実施するものとする。

(事業の推進指導)

第 6 条 市長は、当該事業の目的を達成するため、関係機関及び関係団体の協力を得て、必要に応じ、指導及び助言を行うことができる。

(報告)

第 7 条 事業実施主体は、事業が完了した年度を含めた 3 年度分の実績について、事業完了年度および 2 年後に、山口市特産づくり推進事業実績報告書(様式第 2 号)により、市長に報告しなければならない。

2 事業完了年度の報告については、事業が完了した日から 20 日を経過した日、または当該年度の 3 月 31 日のいずれか早い日までとする。

3 事業完了年度から 2 年後の報告については、当該年度の 3 月 31 日までとする。

(補助)

第 8 条 市長は、予算の範囲内において、山口市農作物振興対策事業補助金交付要綱により、事業実施主体に対して補助するものとする。

(その他)

第 9 条 この要領に定めるもののほか、事業の実施について必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この要領の施行日前に、山口市山口地域特産づくり事業実施要領(平成 17 年 10 月 1 日制定)及び山口市山口地域売れる米・特産販売対策事業実施要領(平成 17 年 10 月 1 日制定)の規定によりなされた決定その他の行為については、この要領の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則

(施行期日)

この要領は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要領は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要領は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要領は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要領は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要領は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要領は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。